

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



「2時間後に電話が使えなくなる」？

～個人情報を読み出そうとする電話に注意！！～

ケース①

総務省から「2時間後に電話が止まる」という自動音声の電話がかかってきた。「1を押してください」と言うので、指示通りに1を押すと人が出てきた。言われるままに住所や名前などの個人情報を伝えてしまった。



消費者庁イラスト集より

ケース②

大手電話会社から「1時間後に電話を止める」という自動音声の電話がかかってきた。「覚えがなければ1を押すように」とアナウンスされたため、1を押した。すると人が出てきて「電話番号が悪用されているので、このまま警察に転送する」と言われた。電話が警察につながり、「被害届を出すために免許証番号を言うように」と言われ、伝えてしまった。

アドバイス

- 総務省や大手電話会社から、電話の停止について、自動音声ガイダンスを使って連絡することは絶対にありません。
- 個人情報を聞き出し、金銭を要求することが目的と考えられます。個人情報は絶対に伝えないでください。
- 非通知や知らない番号からの電話、+から始まる電話番号には出ないようにしましょう。
- 自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに、すぐ電話を切りましょう。

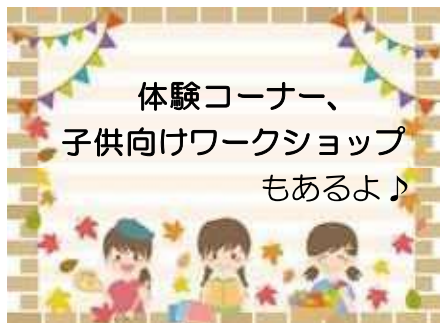
消費生活相談



消費者庁イラスト集より

消費生活センターだより

暮らしのスクラム



体験コーナー、
子供向けワークショップ
もあるよ♪

第44回消費生活展を開催します！

日時：令和7年11月8日（土）
午前10時～午後3時

場所：東大阪市立消費生活センター
アンケートに答えていただくと記念品がもらえます。
（お菓子、キッチンカー（焼き芋、ベビーカステラ他）、
野菜などの販売実施。ガラガラ抽選あり。）

「〇〇ペイで返金します」に注意！

～代金を返金するふいをして、送金させる手口に気を付けて～

(事例)

インターネット通販で12000円のスニーカーを注文し、代金を銀行振込した。その後事業者から「欠品しているため注文をキャンセルします。払い戻しは〇〇ペイで行います」とメールが届き、LINEの友達登録をするよう指示された。画面共有し、言われるがまま〇〇ペイで数字を入力した結果、相手に5万円送金していることがわかった。

手口

- ① ニセの通販サイトで注文させる
- ② 「欠品のため返金する」と連絡がある
- ③ LINEで友達追加させる
- ④ コード決済アプリ(〇〇ペイ)での返金を装う
- ⑤ LINE通話で画面共有させ、アプリの操作を指示
- ⑥ 返金してもらわずに送金してしまう

アドバイス



注文しようとするサイトに不自然な点がないか（価格が極端に安い・日本語が不自然・支払方法が限定的など）を確認しましょう。また振込口座が個人名義の場合は注意しましょう。

返金手続きといいながら、消費者に送金手続きをさせる事例が増えています。

「〇〇ペイで返金します」と言われた場合は、詐欺をうたがってください。

決済アプリの操作は他人に委ねず、自分の意思と判断でおこないましょう。

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



自宅を売っても住み続けられる？リースバックは慎重に検討して！

事例

4年前、所有していたマンションを売って、そのまま賃貸でそこに住み続けられる契約をした。売却金額は1千万円で、家賃の月額は9万5千円。当時の月収は、夫と私の年金で24万円以上あったが、しばらくして夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。集金人がやってきて家賃の催促をされた。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらおう」と言われた。

アドバイス

- ・自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。
- ・リースバックで結んだ賃貸借契約においては、期間が定められる場合も多く、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃が相場より高額に設定されてしまうことや、契約更新時に家賃が値上げされることもあります。また、経済的事情の変化により支払えなくなる事態が生じる場合もあります。
- ・自宅の売却はクーリング・オフができず、契約が成立してしまうと無条件で解除できません。メリットだけでなくデメリットや仕組みもよく理解して慎重に考えましょう。
- ・不動産取引は複雑です。契約する前に家族など信頼できる方に相談し、一人で対応しないようにしましょう。不安な場合は、契約される前に消費生活センターに相談してください。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



害虫・害獣駆除のトラブルに注意！

事例①

ゴキブリが出て怖くなり、ネットで見つけた格安業者に依頼したら高額だった。

事例②

ネットで見つけた業者にネズミ駆除を依頼した。たくさんいると不安をあおられ契約したが、調査・作業内容が不十分なので解約したい。

アドバイス

ゴキブリやハチなどの害虫や、ネズミなどの害獣を駆除してもらう、いわゆる害虫・害獣駆除サービスの相談が、消費生活センターへ寄せられていて、ここ数年で増加傾向にあります。

「自宅に害虫などが出て、慌ててインターネットで駆除業者を検索。格安料金を表示する業者に来てもらったが、実際はネットの表示とかけ離れた高額な料金を請求された」といった事例が多く見られます。

問題点

- ①インターネット上に記載されている料金と実際の料金がかけ離れている。
- ②消費者の不安をあおり、契約を急がす勧誘が行われている。
- ③強引に作業を行い代金を請求してくる。
- ④交付される書面に具体的なサービス内容等が明記されていない。
- ⑤クーリング・オフを妨害している事例が見られる。

アドバイス

- ①極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- ②複数の見積りを取って比較・検討しましょう。
- ③クーリング・オフ等ができる場合があります。
- ④おかしいと思ったら、契約する前に消費生活センターや、害虫について相談を行っている一般社団法人大阪府ペストコントロール協会（06-6942-1891 9:00～17:00 土日祝、盆年末年始を除く）に相談しましょう。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください